広報

ひのはら

6月号
令和4年
（2022年）
No.517

村の画家が描いた現代浮世絵 ～春驟雨（はるしゅうう）に立つ女～

・・・主な内容・・・

財政状況の公表……2
檜原村地域おこし事業……3
檜原村総合計画審議会の委員募集……5
新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）……6
令和4年度の個人住民税（村都民税）の変更点……9
総合がん検診（個別検診）のお知らせ……14

令和3年度下半期　財政状況の公表

　村の財政状況を毎年２回お知らせしておりますが、今回は、令和３年度下半期（１０月～３月）の一般会計を中心にお知らせします。
　令和３年度の一般会計予算は、下半期３回の補正を行い歳入・歳出とも、４１億６，９３４万８千円となっています。

令和３年度　下半期収支状況

（単位：千円）

会計別		予算額 上半期末	予算額 補正等	予算額 計	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備考
一般会計		4,165,705	3,643	4,169,348	(500,000) 3,711,921	(%) 89.0	(8,000) 3,320,397	(%) 79.6	･収入の（　）は、一時借入金 ･支出の（　）は、特別会計に一時繰出
特別会計	国民健康保険特別会計 事業勘定	373,711	10,960	384,671	351,151	91.3	347,105	90.2	
特別会計	国民健康保険特別会計 直診勘定	240,203	△ 15,451	224,752	(4,000) 184,143	81.9	187,464	83.4	
特別会計	簡易水道特別会計	195,240	△ 16,487	178,753	181,818	101.7	152,585	85.4	
特別会計	都民の森管理運営事業特別会計	134,312	△ 8,169	126,143	101,218	80.2	91,389	72.4	
特別会計	下水道事業特別会計	325,533	△ 10,742	314,791	291,036	92.5	272,049	86.4	
特別会計	介護保険特別会計	511,107	△ 38,640	472,467	474,395	100.4	384,357	81.4	
特別会計	介護サービス事業特別会計	54,742	△ 4,991	49,751	(4,000) 57,913	116.4	61,946	124.5	
特別会計	後期高齢者医療特別会計	86,732	1,574	88,306	84,568	95.8	84,304	95.5	
合計		6,087,285	△ 78,303	6,008,982	5,438,163	90.5	4,901,596	81.6	

※特別会計の収入済額欄（　）は、一般会計からの一時繰入額
※一般会計には繰越事業費（20,004 千円）が含まれています。

村税の状況

（単位：千円）

科目	予算現額	収入済額	収入率（%）
村民税	95,977	100,907	105.1
固定資産税	96,800	96,927	100.1
軽自動車税	7,976	8,357	104.8
村たばこ税	3,591	3,800	105.8
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,511	1,483	98.1
合計	205,856	211,474	102.7

※村民税は都民税と合わせて徴収しているため、現時点での村民税の収入済額には都民税も含まれています。

歳　入

（単位：千円）

科目	予算現額	収入済額	収入率（%）
村税	205,856	211,474	102.7
地方譲与税	35,130	36,109	102.8
利子割交付金	200	227	113.5
配当割交付金	1,519	1,635	107.6
株式等譲渡所得割交付金	1,797	1,997	111.1
法人事業税交付金	3,789	3,469	91.6
地方消費税交付金	51,082	51,082	100.0
自動車取得税交付金	1	1	100.0
環境性能割交付金	2,500	2,487	99.5
地方特例交付金	1,845	1,846	100.1
地方交付税	1,490,179	1,519,379	102.0
交通安全対策特別交付金	600	1,224	204.0
分担金及び負担金	2,444	2,249	92.0
使用料及び手数料	33,142	31,569	95.3
国庫支出金	404,870	345,344	85.3
都支出金	1,530,401	1,320,330	86.3
財産収入	6,319	3,784	59.9
寄附金	4,369	4,399	100.7
繰入金	82,954	22,871	27.6
繰越金	131,857	131,857	100.0
諸収入	141,823	18,588	13.1
村債	36,671	0	0.0
合計	4,169,348	3,711,921	89.0
	一時借入金	500,000	―
	合計	4,211,921	101.0

歳　出

（単位：千円）

科目	予算現額	支出済額	支出率（%）
議会費	76,465	73,310	95.9
総務費	857,986	630,024	73.4
民生費	751,662	689,284	91.7
衛生費	307,687	288,127	93.6
農林水産業費	945,026	689,704	73.0
商工費	132,749	123,932	93.4
土木費	423,174	355,552	84.0
消防費	137,461	100,878	73.4
教育費	289,780	195,561	67.5
災害復旧費	76,931	72,102	93.7
公債費	102,524	101,923	99.4
諸支出	56,927	0	0.0
予備費	10,976	0	0.0
合計	4,169,348	3,320,397	79.6
	一時繰出金	8,000	―
	合計	3,328,397	79.8

※1,000 円未満の数値は端数調整していますので、実際の数値と若干異なる場合があります。

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

1　**審査の対象**　令和３年度３月分　檜原村一般会計及び７特別会計
2　**審査の期日**　令和４年４月２６日（火）
3　**審査の手続**　会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
4　**審査の結果**　令和３年度３月分、一般会計及び７特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先　議会事務局議事係　内線 311

檜原村地域おこし事業について

地域の特色を活かし、地域の将来を考えて住民自ら知恵と汗を絞り、自主的に行う活性化事業に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

●交付対象事業者

（１）檜原村内の自治会
（２）その他の団体（事業者を構成する人員が１０名以上であり、その２分の１以上が村内に住所を有する者であること）
※事業者の名称が違う場合で、事業者を構成する人員のうち、檜原村地域おこし事業補助で他の事業者の構成員となっている者が、２分の１以上となっているものは補助の対象としません。

●交付対象事業

交付対象事業者が、創意と工夫により地域の特性を活かしたソフト事業で、他の補助金等の交付を受けていないこと。なお、賃金及び食糧費等は補助の対象としません。
※事業実施の２ヶ月前までに交付申請が必要です。

●交付限度額

事業実施の１年目、２年目…５０万円、３年目～５年目…３０万円

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　企画財政課むらづくり推進係　TEL 042-519-9556

〈広告〉

一般土木工事一式
東京都知事許可（般-1）第111726号
ICHIKEN
（有）市川建材土木
檜原村2877
TEL 042−598−0513
FAX 042−598−0047

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！
光壽
一般建築・リフォーム
株式会社 光壽建築
東京都知事許可（般1）第123420号
代表取締役　野村　良和
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0870
FAX 042-598-1300

檜原村に住み続けるための土地造成事業補助金について

檜原村では、居住可能な土地が少なく、平坦地に比べて住宅用地の造成工事に係る費用も掛かることから、村内に自己所有の住居を有し、居住している方が引き続き村内に住み続けるために、その住居が建っている土地及び隣接する本人の土地に住居を新築、増改築等を行うための土地の造成工事の一部を補助します。

補助対象者

村内において１０年以上継続して居住し、補助金交付後も引き続き補助対象となった土地にある家屋に居住する意思のある方。

なお、継続して居住するとは、檜原村に住所を有し生活の拠点を置くことをいいます。

造成工事とは

自らが居住している家屋の建替え、増改築等に伴い、新たに必要となる土地（※）の造成工事（石積、ブロック積等）をいいます。

※補助対象者が自ら居住に使用する土地をいいます。

補助金額

村内の建設業者との請負契約を締結し、支払いをした造成工事代金の２分の１（上限１００万円）

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　企画財政課むらづくり推進係　TEL 042-519-9556

檜原村若年世帯定住促進事業補助金について

「檜原村若年世帯定住促進事業補助金」は、村内において新たに住宅を建築・購入する若年世帯に対して補助金を交付する村の制度です。

補助要件　①檜原村内に在住する世帯または転入世帯
②夫婦の満年齢が夫婦合わせて９０歳未満の世帯
中学生以下の子どもがいる場合は、夫婦の満年齢が夫婦合わせて１００歳未満の世帯
単身者の場合は、５０歳未満の者
③檜原村内の建築業者が建築した住宅であること
④檜原産の木材を使用した住宅であること

補助金額　建物（建築・購入）価格の１５％（転入世帯は１０％）限度額１００万円
檜原村に親世帯等が１年以上住所を有している場合には、上記の金額に１００万円を加算

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　企画財政課むらづくり推進係　TEL 042-519-9556

お知らせ

檜原村総合計画審議会委員の募集について

檜原村では、平成２６年度に村政運営の総合的かつ基本方針を定めた、第５次檜原村総合計画を策定しましたが、後期基本計画が令和５年度に期間終了を迎えることから、今年度から次期計画に向けて検討を開始します。

つきましては、村民の皆様のご意見を計画には反映させていくため、下記のとおり総合計画審議会の委員を募集いたします。

資　格　檜原村内に在住し、令和４年４月１日現在で満１８歳以上の方

人　員　若干名

任　期　委嘱の日から総合計画策定決定の日まで（１年６か月程度の期間を予定）

報　酬　村条例による

申　込　所定の申込書に必要事項を記入のうえ、令和４年６月24日（金）までに檜原村役場企画財政課へ持参してください。（土、日除く午前８時30分～午後５時：申込書は、企画財政課で直接受け取るか、村ホームページからもダウンロードできます。）

選考方法　委員の選考については、課題作文を参考に男女比等を勘案し、公平に選考いたします。

◎ 申込・問い合わせ先　企画財政課企画財政係　内線 214

令和4年度 会計年度任用職員（パートタイム）募集

◆募集する職種及び人員

職種	業務内容	勤務時間等	勤務先
給食調理員 （若干名）	給食の調理	月曜日～金曜日のうち 週５日程度 午前７時３０分～ 午後３時３０分	給食センター

◆応募期間　令和４年６月６日（月）～令和４年６月２４日（金）
土・日を除く午前８時３０分～午後５時

◆報　酬　規定の報酬を支給

◆選考方法　書類審査、面接

◆応募方法　令和４年６月２４日（金）までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和４年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先：総務課総務係　内線 213・216

お知らせ

令和4年7月25日任期満了の参議院議員選挙について

令和４年に参議院議員選挙が予定されています。選挙期日が確定しましたら、告示日以降に檜原村選挙管理員会より各世帯へ、入場整理券を郵送いたします。

◇投票時間

午前７時から午後６時まで
※投票は投票所入場整理券に記載された投票所で行います。

◇持 ち 物　投票所入場整理券

◇開票日時　同日午後８時から

◇投 票 所

投票区	投票所の名称	投票区	投票所の名称
第１	檜原村福祉センター	第５	檜原村郷土資料館
第２	南郷コミュニティセンター	第６	小沢コミュニティセンター
第３	人里コミュニティセンター	第７	樋里コミュニティセンター
第４	数馬自治会館	第８	藤倉ドーム

投票日当日、投票へ行けない方は…

投票日に、仕事や旅行等の用事のため投票所で投票できない場合は、期日前投票を利用することで投票できます。入場整理券裏面の期日前投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、投票してください。なお、入場整理券が届いていない場合や紛失された場合でも、檜原村の選挙人名簿に登録されており選挙権を有する方は、本人確認後、投票できます。

また、選挙管理委員会が指定した不在者投票のできる病院、老人ホーム等に入院している方は、その病院、老人ホーム等で不在者投票ができます。

※檜原村選挙管理委員会発行の**「郵便等投票証明書」**をお持ちの方は、郵便投票ができますので、投票用紙の請求を行って下さい。（身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方が郵便等投票証明書の発行対象者となります。障害の程度によっては発行できない場合もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。）

～有権者の皆様へ（感染症対策関係）～

（１）咳エチケット、来場前と帰宅後の手洗い、マスクの着用にご協力ください。

（２）投票所には使い捨てできるクリップペンシルを用意しておりますが、ご持参の鉛筆のご使用も可能です。

（３）周りの方との距離の確保をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先　檜原村選挙管理委員会　TEL 042-598-1011

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）について

村では国の方針を踏まえ、新型コロナワクチン追加接種（４回目接種）を実施いたします。

接種の対象　**３回目接種から５か月が経過した**
① 60 歳以上の村民
② 18 歳以上 60 歳未満で基礎疾患を有する村民、その他重症化リスクが高いと医師が認める村民

※①に該当する方は、順次接種券を郵送いたします。
※②に該当するか否かについて、基礎疾患等で医療機関を受診している方や、事前に相談できる医療機関をお持ちの方は、その医療機関の医師にご相談ください。その上で、福祉けんこう課けんこう係までご予約ください。

接種日等詳細につきましては、決まり次第檜原村ホームページに掲載いたします。

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

お知らせ

くらし

7月の人権・行政相談

対 象 者　村内在住の方
相談方法　面談による相談
日　　時　７月１４日（木）午後１時～３時
場　　所　檜原村役場３階住民ホール

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線 111・116

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

対 象 者　村内在住の方
相談方法　面談による相談
日　　時　７月１４日（木）　午後１時～４時（受付時間　午後０時５０分～３時３０分）
場　　所　檜原村役場３階住民ホール

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線 111・116
東京司法書士会三多摩支会　TEL 042-527-1919

国民年金からのお知らせ
国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、２０歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限１年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

《所得のめやす》１２８万円＋｛扶養親族等の数×３８万円｝

◎ 問い合わせ先　青梅年金事務所　TEL 0428-30-3410

〈広告〉

消防・防災全般
備えあれば憂いなし！
消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社　きしの防災
東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822　東京都あきる野市小川東1－2－11
TEL 042-533-2461　FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

建築一式工事業
都知事許可(般－1)第87705号
（有）吉澤工務店
代表取締役　吉 澤 伸 行
檜原村2733-2
(代)TEL 598-0551　FAX 598-1008
日の出町事務所・工場　TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

マイナンバーカードの電子証明書の更新について

○マイナンバーカードに格納されている電子証明書は５年の有効期限があります。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の２～３ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書に同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

○更新手続きについて

電子証明書の更新方法には、更新手続を行う方が「本人」もしくは「代理人」かの２通りあり、「本人」の住所地の市区町村窓口で手続できます。

事前に下記問い合わせ先にて予約を済ませてから、檜原村役場１階村民課窓口までお越しください。

手続を行う方	手続に必要なもの
本人の場合	①マイナンバーカード ②有効期限通知書
代理人の場合	①本人のマイナンバーカード ②有効期限通知書 ③照会書兼回答書に必要事項（暗証番号については、現在設定されているもの）を記入のうえ、専用封筒に入れられたもの。 ④代理人の本人確認書類（写真付きなら１点、それ以外の場合は２点必要）

マイナンバーカード及び電子証明書更新手続に関して
マイナンバーカード及び電子証明書の更新案内が届いた方に、代理で更新手続をすると言って、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。**見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡してはいけません。**

◎ 問い合わせ先　村民課村民保険係　内線 111・116

くらし

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ ジェネリック医薬品差額通知をお送りします

現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代（自己負担額）がどれくらい軽減できるかがわかるジェネリック医薬品差額通知書を、６月下旬にお送りします。

【対象者】

生活習慣病などで先発医薬品を処方されている方で、お薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
※すべての被保険者の方にお送りするものではありません。

【ジェネリック医薬品とは】

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売され、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。また、開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも一般的に価格が安くなっています。

【注意事項】

現在、一部のジェネリック医薬品におきまして供給不足のものがあります。安定供給に向けた取り組みをしておりますが、ご希望のジェネリック医薬品に切り替えできない場合もありますので、ご理解ください。

◎ 問い合わせ先　ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク　TEL 0120-601-494
（開設期間）発送日の翌日（6月下旬）～7月29日（平日午前9時～午後5時）

令和4年度の個人住民税（村都民税）はここが変わりました。

1　住宅ローン控除の特例期間延長

住宅ローン控除の控除期間１３年間の特例について、適用期限が延長され、令和３年１月１日から令和４年１２月３１日までの間に入居した方が対象になりました。

入居した期間	平成２１年１月から 令和元年９月まで	令和元年１０月から 令和２年１２月まで	令和３年１月から 令和４年１２月まで
控除期間	１０年	１３年（注１）	１３年（注１）（注２）

（注１）

特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が１０％の場合に限ります。それ以外の場合で、令和３年１２月３１日までに入居した方は、控除期間が１０年になります。

（注２）

特例が適用されるには、注文住宅は令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの間に、分譲住宅等は令和２年１２月１日から令和３年１１月３０日までに契約する必要があります。

2　セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期間が、５年延長になりました。
（令和８年１２月３１日まで延長されました。）

※詳しい内容については、檜原村ホームページをご覧ください。

◎ 問い合わせ先　村民課税務係　内線 112

くらし

～今月の納期～

６月３０日（木）です

・村都民税（普通徴収）
第１期

納め忘れのないようにお願いいたします。

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆
各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021　立川市羽衣町3-27-19
(株)消防弘済会
TEL 042−523−3337代
FAX 042−525−3302
http：//www.kousaikai.com

環境・下水道

下水道料金の減免措置について

下水道料金の減免を受けることができます!

檜原村公共下水道料金の減免措置概要

■**下水道料金の免除措置を行えるもの**

- ●生活保護法による、「生活扶助」を受給されている方
- ●児童扶養手当法による、「児童扶養手当」の支給を受けている方
- ●特別児童扶養手当等の支給に関する法律により「特別児童扶養手当」の支給を受けている方
- ●旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する方で、遺族基礎年金を受給されている方

【免除内容】

・下水道料金	1月当たり8m³までの汚水排出量に係る料金の全額を免除します。

■**下水道料金の減額措置を行えるもの**

①公衆浴場営業　②医療施設　③社会福祉施設　④生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方　⑤用水型皮革関連企業　⑥めっき業　⑦染色整理業　⑧老齢福祉年金受給者　⑨次の生活関連業種

パン製造小売業／クリーニング業／魚介類小売業／豆腐製造小売業／日本そば店／中華そば店／野菜小売業／かまぼこ水産加工業／こんにゃく製造業／民生食堂・大衆食堂／食肉小売業／大衆すし店／あん類製造業／めん類製造業／ソース製造業／つけ物製造業／そうざい製造業／つくだ煮製造業／ハム・ソーセージ製造業／水産物仲卸業／簡易宿所営業等／理容業／美容業

なお、減免措置を受けるためには申請書を提出していただく必要があります。
詳しくは担当までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121・127

下水道への接続は指定工事店へ

下水道への接続工事は村で指定した「檜原村指定下水道工事店」でなければ工事ができません。この工事店は排水設備（宅内）工事だけでなく、村への申請手続きを代行して行います。お気軽にご相談ください。
※複数の工事店から見積りをとるなど、事前に工事内容を十分確認し、工事を依頼してください。

下水道が使えるまでの流れ

接続を希望される方が指定工事店へ工事の依頼をします
→ 接続を希望される方に代わり、指定工事店が村へ申請書を提出します
→ 村が設計内容を審査します
→ 内容に不備がなければ工事に着手します
→ 指定工事店が工事をします
→ 工事が完了すると、指定工事店が村へ完了届を提出します
→ 村が検査し、合格すると下水道が使用できます

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 121・127

環境・下水道

檜原村指定上下水道工事店

令和４年４月１日現在

		業種		所在地	電話番号
		水道	下水道		
村内工事店	高木設備	○	○	檜原村 2979	042-598-0496
村内工事店	翠高庭苑㈱		○	檜原村 3572	042-598-0414
村内工事店	㈲市川建材土木		○	檜原村 2877	042-598-0513
村内工事店	㈱武田組	○	○	檜原村 1393	042-598-6011
村内工事店	平野設備工業	○	○	檜原村 9108-2	042-598-0588
村内工事店	草間工業㈱		○	檜原村 101	042-598-0245
村内工事店	㈱永美総建	○	○	檜原村 260	042-598-1900
村外工事店	㈱カゴシマ	○	○	日の出町平井 906-4	042-597-7565
村外工事店	㈲渡辺工業所	○	○	八王子市千人町 3-9-7	042-665-1867
村外工事店	㈲望月設備工業	○	○	あきる野市山田 968-1	042-533-0171
村外工事店	㈲野口水道	○	○	あきる野市瀬戸岡 299-6	042-550-4266
村外工事店	積和建設東京㈱	○	○	町田市下小山田 2720-4	042-798-6351
村外工事店	㈲乙訓工業所	○	○	あきる野市乙津 792	042-596-2516
村外工事店	橋本設備工業㈱	○	○	あきる野市舘谷 193-2	042-596-3842
村外工事店	㈲カネショウ	○	○	あきる野市戸倉 733-4	042-596-1002
村外工事店	㈱ホシノ	○		あきる野市二宮 2406-11	042-550-1132
村外工事店	㈲河野電機設備	○		あきる野市横沢 71	042-596-0284
村外工事店	村野商会	○	○	あきる野市野辺 456	042-558-1507
村外工事店	㈱アーイング		○	あきる野市雨間 650-1	042-558-5555
村外工事店	㈲秋川総合住設	○	○	あきる野市瀬戸岡 275-9	042-558-5490
村外工事店	㈱協同設備工業	○	○	立川市錦町 3-6-16	042-540-2950
村外工事店	㈱平塚設備工業	○	○	あきる野市山田 916-1	042-595-3230
村外工事店	㈱サカエ	○		あきる野市野辺 257	042-558-0136
村外工事店	㈱森田工業所	○		福生市熊川 741	042-553-0403
村外工事店	㈲村山衛生設備	○		武蔵村山市岸 3-3-4	042-560-1840
村外工事店	㈲藤城事務所	○		小平市小川町 1-801-128	042-348-8481
村外工事店	㈲加藤設備	○	○	あきる野市野辺 255-17	042-558-6805
村外工事店	㈱岡村設備工業	○	○	武蔵村山市中原 1-16-17	042-560-7356
村外工事店	㈲竹山設備	○	○	日の出町平井 1762-4	042-597-6677
村外工事店	㈱日本水道センター	○		千葉県船橋市浜町 2-3-37	047-421-1281
村外工事店	八洲環境保全㈲	○	○	青梅市今井 1-122	0428-31-4191
村外工事店	東京浴槽事業協同組合	○		渋谷区渋谷 2-10-16	03-3400-8477
村外工事店	東京燃料林産㈱	○		昭島市武蔵野 2-6-25	042-543-3144
村外工事店	テラルテクノサービス㈱	○		文京区後楽 2-3-27	03-3818-7762
村外工事店	セントラルファシリティーズ㈱	○		杉並区松ノ木 3-26-11	03-5913-8935
村外工事店	㈱ミタックス	○	○	国分寺市東戸倉 1-15-16	042-300-0881
村外工事店	石崎工業㈱	○		青梅市新町 2-35-4	0428-31-1977
村外工事店	㈱水木設備	○	○	羽村市神明台 1-7-13	042-555-4755
村外工事店	㈱開成	○	○	立川市錦町 6-24-14　日野橋立川ビル２階	042-555-3251
村外工事店	㈱井上設備		○	八王子市片倉町 2166-6	042-635-8083
村外工事店	㈱アクアサービス	○		大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211
村外工事店	幸榮設備工業㈱		○	板橋区成増 4-18-12	03-3975-3993
村外工事店	㈱クラシアン	○		神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181
村外工事店	㈲原島組		○	昭島市中神町 1-14-6	042-546-5659
村外工事店	㈱大智設備	○		神戸市長田区長田町 3-2-12	078-797-5443
村外工事店	㈱日光建設	○		横浜市港北区岸根町 412-1- A 207	045-633-8195
村外工事店	㈱忠光	○	○	杉並区西荻南 3-16-8	03-5344-9013
村外工事店	諸星設備工業	○	○	八王子市中野上町 5-26-8	042-625-4443
村外工事店	㈱共伸工業		○	青梅市二俣尾 2-402-1	0428-78-7253

（村内、村外とも登録順）

東京都下水道局からのお知らせです

　東京都下水道局では、雨の多い６月を「浸水対策強化月間」と定め、浸水の備えをお願いしています。道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、**雨水が適切に処理されず、浸水被害の危険性が高まります。**雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に物を置いたりしないようお願いします。

　また、「東京アメッシュ」で降雨情報を提供しています。（http://tokyo-ame.jwa.or.jp/）

◎ 問い合わせ先　東京都下水道局流域下水道本部　TEL 042-527-4828

あきる野商工会からのお知らせ「住宅改修工事等助成事業」ご案内

　あきる野商工会では、檜原村またはあきる野市の住民の方が、「新しい生活様式」に向け個人住宅の改修工事や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備への取組や居住空間の快適さを高める改修工事及び自然災害対策改修工事をあきる野商工会会員事業所（檜原村・あきる野市に店舗等がない事業者、または檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく一般の地域店舗に比べて規模の大きい事業者などは会員であっても対象外）によって行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

　令和４年７月１日（金）以降、商工会へ申請した後に工事着工し、令和５年２月２８日（火）までに工事完了報告を提出できる１０万円以上（税別）の工事に対し、見積額または工事完了後の支払額のいずれか少ない額の５％で、１世帯年１回限り１０万円を上限に助成します。ただし、予算額に達し次第終了となります。詳細については、あきる野商工会までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　あきる野商工会　TEL 042-559-4511（本所）・042-596-2511（五日市支所）

〈広告〉

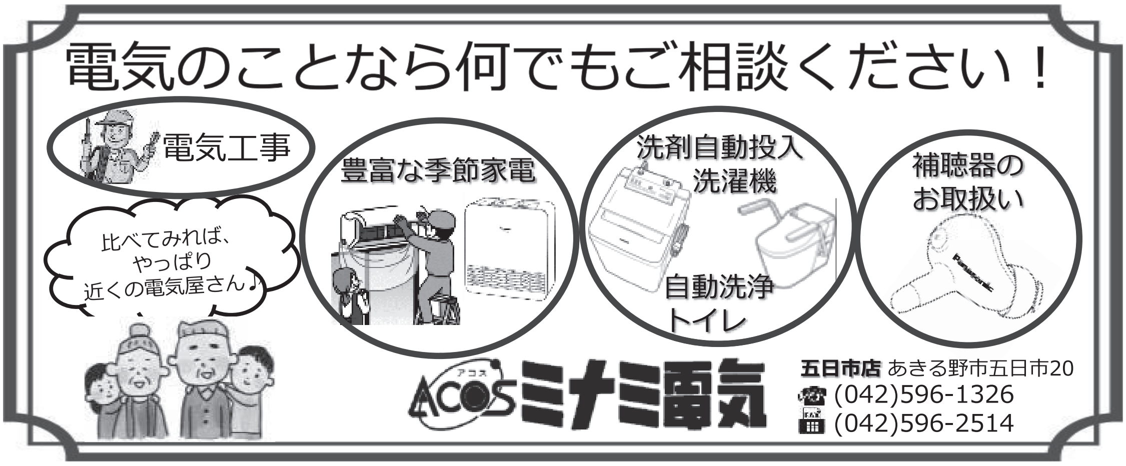

犬を飼っている方へ

生後９１日以上の犬を飼われている方は、登録と年１回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

注射を受けたら、早めに産業環境課生活環境係で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射料金は、各動物病院にお問い合わせください。

また、放し飼いをしている・引き綱をしないで散歩させている・犬のフンを始末しないなどの苦情が寄せられることがあります。飼い主の方はマナーを守り、まわりの方に迷惑をかけないようにし、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために次のことを守ってください。

○　**犬の放し飼いは危険です。放し飼いはやめましょう。また、散歩や運動の時は必ず引き綱をつけましょう。**

○　**散歩の時は犬のフンを放置したままにしないで、持ち帰りましょう。**

◎ 問い合わせ先　産業環境課生活環境係　内線 123

福祉・けんこう

7月の栄養相談

【日時】７月１３日（水）・７月２７日（水）　午前９時３０分～午後３時

【会場】やすらぎの里　保健センター（けんこう館２階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

歯周病予防教室

いつまでも自分の歯でおいしく食べ続けるためには、若いうちからの歯周病予防が大切です。歯周病と生活習慣病との関係など歯周病予防について、歯科衛生士・保健師がお話します。是非ご参加ください。

【日時】　７月１５日（金）　午前１０～１１時

【会場】　やすらぎの里　保健センター

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

総合がん検診（個別検診）のお知らせ

　医療機関で総合がん検診の個別検診をご希望される方は、下記の表の２箇所の医療機関で実施します。
　実施内容等については、以下のとおりとなります。この機会にぜひ受診し、ご自身の健康管理に心掛けてください。

実施医療機関	日の出ヶ丘病院	檜原診療所
検査項目	・胃がん検診（バリウムを飲みＸ線撮影検査） 　※日の出ヶ丘病院のみで受けることができます。 ・肺がん検診（Ｘ線撮影検査・必要に応じ喀痰検査） ・大腸がん検診（便潜血検査） ・前立腺がん検診（血液検査） ・肝炎ウィルス検診（血液検査） 　＊これまでに肝炎ウィルス検診を受診された方は対象外となります。	
対象者	檜原村内在住の３０歳以上の方で、総合がん検診（個別検診）を希望される方。 ＊検診の種類によって受診可能な年齢が異なるものがあります。	
費用	無料	
申込期間	６月１日（水）～ 午前８時３０分～正午、 午後１時～４時３０分まで（土日祝日を除く）	６月１日（水）～ 午前８時３０分～正午、 午後１時～５時まで（土日祝日を除く）
申込方法	上記期間内にお電話にてお申込みください。 申込先：日の出ヶ丘病院 電話番号：０４２－５８８－８６６６	申込先：福祉けんこう課けんこう係 電話番号：０４２－５９８－３１２１
受診期間	７月１日～令和５年２月２８日 原則、平日のみとなります。 受診時間等詳細につきましては、直接お問合わせください。	７月１日～令和５年３月の平日 受診当日は午前８時３０分までに受付をしてください。

◎ 問い合わせ先　やすらぎの里　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

栄養教室 ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。
みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場です。今回のテーマは「肥満・やせ」についてです。ぜひ、ご参加ください。

対象者　ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます（定員１２名です。７月８日（金）までにお申込みください。）。
日　時　７月２０日（水）　午前１０時～午後１時
場　所　やすらぎの里　保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先　福祉けんこう課けんこう係　TEL 042-598-3121

HOT応援隊（子育て相談事業）のご案内

檜原村子ども家庭支援センターでは、小児発達専門医と臨床心理士による子育て相談を実施いたします。お気軽にご利用ください。

☆**日　　時**　７月７日（木）　午後２時３０分～４時３０分
☆**場　　所**　やすらぎの里　子ども家庭支援センター
☆**対　　象**　檜原村で子育てをしている保護者の方・お子様・関係機関
☆**内　　容**　子育てや育児方法に関する相談
☆**相談担当**　東京西徳洲会病院　小児医療センター　医師　二瓶健次氏　臨床心理士　白川公子氏
＊費用はかかりません。　＊秘密は厳守いたします。　＊予約が必要となります。

◎ 予約・問い合わせ先　檜原村子ども家庭支援センター　TEL 042-598-3122

児童手当・児童育成手当・乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度の現況届について

村では、令和４年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要といたします。ただし、以下の方については、個別に現況届を送付いたします。

① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が檜原村でない方
② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
⑤ その他、村から提出の案内があった方

村から現況届の案内があった方は、**令和４年６月３０日（木）**までに提出してください。
期限までに届出をしないと６月以降の手当の支給、１０月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、必ず提出してください。
※住所が変わった、氏名が変わった等の変更があった場合には、必ず福祉けんこう課福祉係まで届出をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課福祉係　TEL 042-598-3121

福祉・けんこう

子ども家庭支援センターは家族みんなが笑顔で過ごせることを応援します

「こころ」と「脳」は密接な関係があります。脳科学の研究者は、「こころは“脳”にある」と考えます。心臓がドキドキしたり、胃が痛んだりするのは、脳の指令でホルモンが分泌され、心臓や胃などの臓器に影響を与えるからです。

「脳」は、過度のストレスによって物理的に傷つき、大人の不適切なかかわりによって、子どもの脳が変形するということが、長年の研究から明らかになってきました。大人の不適切な関わり、不適切な養育のことを「マルトリートメント」と言います。

発達過程において、外部からの影響を受けやすい胎児期、乳幼児期、思春期に、極度のストレスを感じると、子どものデリケートな脳は、その苦しみに何とか適用しようとして、自ら変形してしまうのです。その結果、正常な発達が損なわれ、生涯にわたって影響をおよぼします。

次回以降は「マルトリートメント」について、詳しく掲載します。

◎ 問い合わせ先　檜原村子ども家庭支援センター　TEL 042-598-3122

こちら地域包括支援センターです！！

一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方を対象に、各種見守り関連事業を実施しています。
事業をご利用いただくことで、早期に異変に気付くことができる場合があります。
詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

◆高齢者等買い物支援事業
- 事前に村に登録された協力店が、注文のあった商品を自宅までお届けします。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。

◆高齢者みまもり事業
- 高齢者の自宅を郵便局員が毎月１回（３０分）訪問し、安否確認や生活状況を確認します。

◆高齢者電話見守り事業
- 毎日、**音声による電話により**、サービス利用者の体調・安否を確認し、事前に登録されたメールアドレスに報告します。

◆高齢者等ごみ収集支援事業
- ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺います。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。

◆配食サービス
- 食事を用意することが困難な高齢者を対象に栄養バランスのとれた食事を提供します。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。

◆高齢者宅警報機器等取付事業
- 一人暮らし高齢者等の本人及び離れて暮らす家族が安心して生活できるよう、高齢者宅に機器を設置します。

◎ 問い合わせ先　檜原村地域包括支援センター　TEL 042-598-3121

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスＤ（移動支援）補助金交付について

檜原村では、要介護認定による要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の移動手段の確保を目的として、訪問型サービスＤ（移動支援）を実施する法人等に対して、補助金を交付します。

〈補助の対象となる団体〉

・住民主体の活動を行っている村内のボランティア団体又は住民組織
・村内の社会福祉法人又は特定非営利活動法人等

〈補助の対象となる事業〉

補助の対象となる事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。

・要支援者等に係るケアプランに位置付けられた訪問型サービスＤ（移動支援）を提供するものであること。
・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の３第２項各号に掲げる基準を遵守して行われるものであること。
・代表者を定めるほか、村が指定する研修を受講した従事者を配置していること。

〈補助金の額〉

・補助率１０／１０以内として、村の予算の範囲内。

◎事業の詳細については、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　福祉けんこう課福祉係　TEL 042-598-3121

西多摩医師会による糖尿病予防教室

■ 糖尿病教室「糖尿病のすべてが学べます」
■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催と致します。

７月より毎月１回、担当講師（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・管理栄養士・運動指導士等）の講義内容を資料として郵送する形式でご受講して頂きます。

■ 費用：無料
■対象：糖尿病患者及び糖尿病予備群（家族の方も可）

◎ 申し込み・問い合わせ先　（一社)西多摩医師会　TEL 0428-23-2171

檜原村高等学校等就学世帯生活支援交付金の申請について

檜原村では、高等学校等へ就学する生徒の保護者に対して、高等教育における保護者の経済的負担を軽減するため交付金を交付いたします。

1．補助対象者

〇檜原村の区域内に住所を有する生徒と同一世帯に属する保護者

（住所を有する生徒の生活実態が檜原村にない方は対象外とします。）

〇次に該当する方は、交付金対象外とします。

交付申請書提出期限（１０月末現在）に村税、村の使用料を滞納している方

2．交付の基準額及び交付金の額

〇交付金の基準額は、対象生徒の住所地直近のバス停から、武蔵五日市駅までの区間のバス定期券１か月分の料金を基準額とします。交付額については、年間１１か月分を限度額として、基準額に乗じた８０％とし１,０００円未満切り捨てとします。ただし、就学の実情に応じて交付金を減額することもあります。

3．交付金の決定

〇交付金を希望する方は、交付申請書（様式第１号）を１０月末日までに教育委員会へ申請します。交付が、決定されれば交付決定通知書（様式第２号）を送付し交付が認められない場合は、非該当通知書（様式第３号）を通知します。

なお、申請後、書類審査の際に、村税、村の使用料の滞納が確認されると交付対象外となります。

交付決定を受けた方は、請求書（様式第４号）を教育委員会へ提出ください。

4．交付金交付の停止及び決定の取消

〇保護者又は生徒が次に該当した場合は、翌月分から交付金の停止、又は交付決定を取り消します。

①休学したとき　②停学になったとき　③退学したとき　④交付金を辞退したとき　⑤転出したとき

⑥偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けたとき

以上の事由が確認されたときには、交付金の一部、又は全部を返金していただくことになります。

5．報告義務

〇保護者は、交付金の交付決定後、申請内容に異動が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。

6．提出書類　※押印はスタンプ印（シャチハタ印）不可です。書き直しをお願いする場合があります。

①交付申請書（様式第１号）　②在学証明書　③請求書（様式第４号）

④口座振込依頼書（様式第５号）

7．交付金の交付方法

〇口座振込のみ

交付金支払いスケジュール

①交付金のご案内及び申請書の送付（該当者の方へ郵送いたします。）	８月上旬
②在学する高等学校等へ在学証明の発行を依頼してください。	９月以降でお願いします。
③申請書（様式第１号）の提出	１０月末日期限
④書類審査（決定通知もしくは非該当通知郵送）	１１月中
⑤交付金の振込	１２月上旬予定

◎ 問い合わせ先及び申請先　教育課学校教育係　内線 221

『子ども国際交流音楽祭』歓迎演奏出演者募集について

１０月１０日（月･祝）に羽村市生涯学習センターゆとろぎ大ホールで開催する『子ども国際交流音楽祭』の中で、ウィーンからの出演者への歓迎演奏を行う若手演奏者を募集します。

参 加 資 格：音楽に関する高校・大学等で学ぶ生徒・学生または卒業生で、音楽活動の場の提供を望む３０歳くらいまでの西多摩地区在住、在勤、出身者。（※音楽監督の審査あり）

編　　成：アンサンブルが望ましい。

参加申込等：６月２８日（火）午後５時までに教育課へお申込みください。

※演奏時間や曲目等の詳細についてはお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先　教育課社会教育係　内線 226

郷土資料館の臨時休館について

郷土資料館は、諸事情により下記期日は臨時休館いたします。
ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

○　資料館休館期間　令和４年７月 10 日（日）

◎ 問い合わせ先　檜原村郷土資料館　TEL 042-598-0880

受験生チャレンジ支援貸付事業について

東京都では、学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して資金の貸し付けを行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施し、将来の自立に向けた意欲のある子供たちが高校や大学への進学を目指すことを支援しています。

・対象者　中学３年生又は高校３年生又はこれに準ずる方※

※中学３年生又は高校３年生に在籍していない進学を目指す方（高校中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校４年生、浪人生等）

貸付対象	貸付限度額
学習塾等受講料	２０万円
受験料（中学３年生又はこれに準ずる方	2万7，４００円
受験料（高校３年生又はこれに準ずる方	8万円

他にも貸し付けには条件等があるため、詳しくは下記の URL をご覧ください。
「東京都社会福祉協議会ＨＰ」　ＵＲＬ：tcsw.tvac.or.jp/activity/support_sikin.html

◎ 問い合わせ先　「社会福祉法人　檜原村社会福祉協議会」
東京都西多摩郡檜原村2717番地（やすらぎの里内）
TEL 042-598-0085　FAX 042-598-0487

市川富雄元消防団長が消防功労により叙勲の栄に

千足在住の市川富雄元消防団長が、今年４月２９日に消防功労により「瑞宝単光章」を受章されました。

市川富雄元消防団長は、昭和５３年１２月に入団以来、３０年間消防団活動に従事し、その間、指導力、統率力を発揮し、副団長等の要職を歴任され、平成１７年から２１年までの４年間は、消防団長として消防団の発展に貢献されました。

令和3年度総務省消防庁長官表彰の受章について

総務省消防庁長官より永年勤続功労章として、檜原村消防団団長の髙木弘道氏が受章されました。

髙木氏は、長年にわたり檜原村消防団幹部としての活動し、地域の安全確保に貢献されている功績が認められ、受章されました。

その他

檜原村安全・安心むらづくり協議会よりお知らせ
台風・大雨に備えましょう！！

台風が来る前に…大雨が降る前に…事前の備えを

●窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
●側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
●風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定したり、家の中へ格納する。
●非常用品の確認（懐中電灯、携帯用ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など）
●飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。
●水の確保（断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。）
●避難場所の確認

◎ 問い合わせ先　総務課総務課　内線 216

振り込め詐欺防止機能付き電話機を支給します

（支給品）

村では、振り込め詐欺防止機能付き電話機の支給事業を実施しています。　まだ、申請していない方は、ご利用ください。

なお、本事業は令和４年度限りとなります。

◎振り込め詐欺防止機能付き電話機とは

通常の電話機能のほか、電話機の電話帳に登録の無い電話番号、非通知の電話に対しては、相手に名前を名乗らせる機能、また、会話を自動録音する機能がついた電話機です。

◎対象者

村内に住所を有し、振り込め詐欺防止機能付き電話機を有効利用しようとする世帯。

◎支給内容

・委託業者が訪問し、村の費用で電話機の設置を行います。
（原則として、**親機１台、子機１台の電話機１セット**）
・自ら購入する場合は、**補助金１５，０００円（上限）**

なお、電話機の支給、補助は、一世帯につき１回限りとします。

◎ 問い合わせ先　総務課総務係　内線 216

住宅用火災警報器の点検及び交換をします

村では、住宅用火災警報器の点検及び本体の交換事業を実施しています。まだ申請していない方は、ご利用ください。

なお、本事業は令和４年度限りとなります。

◎対象者

村内に住所を有し、自己所有の住宅の火災警報器（新規設置も可）

◎支給内容

・委託業者が訪問し、村の費用で機器の点検及び交換を行います。
（原則として、**熱感知器１台、煙感知器４台**まで必要に応じて交換）
・自ら電池、機器の交換等行う場合は、**補助金１８，０００円（上限）**

なお、機器の交換、補助は、一世帯につき１回限りとします。

◎ 問い合わせ先　総務課総務係　内線 216

6月5日から6月11日は危険物安全週間です

昭和３９年７月１４日に品川区の勝島倉庫で爆発火災が発生し、多数の消防職員等が死傷しました。原因は危険物の貯蔵違反によるものでした。自治省消防庁（現総務省消防庁）は、危険物を扱う事業所の自主保安体制の確立と、国民に広く危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的に危険物安全週間を制定しました。

一般的に危険物といえば、ガソリンや灯油、油性塗料などがあり、事業所等において幅広く利用されていますが、家庭においても危険物に準じて注意が必要なものがあり、取扱いを間違えると思わぬ火災を引き起こす恐れがあります。

例えば、手指消毒でよく使われるようになった消毒用アルコールですが、蒸発しやすく引火する恐れがあります。使用する場所では、喫煙やガスコンロを使った調理など火気の使用はやめましょう。また、保管場所は、直射日光など高温になる場所を避けましょう。

◎ 問い合わせ先　秋川消防署檜原出張所　TEL 042-598-0119

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより Vol.72

左から、髙橋春香、齊藤隼人、工藤里奈

工藤（くどう）　里奈（りな）（出畑在住）

今回は皆さんにご報告があります。私事ですが、今年の４月にかねてより交際していた方と入籍をいたしました。丸３年交際をし、そのうち約２年間檜原村で生活を共にいたしました。未熟な私達をこれまで温かく見守って下さった皆様に、心よりお礼申し上げます。

家族になりました！♡

また、結婚にともない７月より石川県へ引っ越すこととなり、２人で農業に携わり、農業経営の勉強をすることとなりました。檜原村を離れるのはとても寂しい気持ちで一杯なのですが、檜原村で皆さんと出会い、様々な経験をさせていただいたこと、また、自然が近い環境で生活をしてみて、第一次産業である農業を本気で挑戦してみよう！と二人で話し決めました。夫婦となって、同じ方向を向いて頑張っていきます。これまでお世話になった皆さん、本当にありがとうございました。檜原村は、私たちの第２のふるさとです。

協力隊として、６月いっぱいまでの勤務となりますが最後まで精一杯頑張りますので、宜しくお願い致します。

齊藤（さいとう）　隼人（はやと）（上元郷在住）

新緑を迎え、周囲は明るい緑に包まれています。山の上から眺める景色も良いですが、一つの草花をじっくり観察するのもまた様々な発見がありますね。

今年度は、自治会や交通安全の活動にも参加させていただいています。檜原村に来て１年と少しが経ちましたが、昨年度はコロナの影響を受け、お祭り等の催しの多くが中止となりました。依然として先行きの見えない状況が続いていますが、感染症対策を講じながら活動していくことを可能な限り模索していきたいと考えています。

先日、上元郷にある日枝神社の清掃と神事に参加させていただきました。地域の皆さんと一緒に活動する中で、事前の準備や歴史など様々なことを学びました。

日枝神社の清掃と神事に参加しました

学校だより

いま、檜原小学校では

入学式

４月６日（水）、檜原小学校に１４名の１年生が入学しました。初めての小学校で緊張している様子も見られましたが、新担任から名前を呼ばれた新入生たちは、元気よく返事をして、立派な姿で式に臨んでいました。

新入生たちが、早く学校生活に慣れることができるように、ご家庭や地域の方と一体となって教育活動を進めて参ります。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

１年生を迎える会

４月１２日（火）に、１年生を迎える会を行いました。最高学年である６年生を中心に上級生たちは、コロナ禍でもできそうなゲームを考えたり、プレゼントを作ったりと１年生に喜んでもらうために工夫して準備をしていました。

会の終了後は、１年生のとても良い笑顔が見られました。これからの学校生活でどのように成長していくか、とても楽しみです。

消防写生会

４月２１日（木）に、２・３年生が消防写生会を行いました。檜原消防署・檜原村消防団にご協力いただき、３台の消防車や救急車を写生しました。当日は、緊急出動があり、最後まで見て写生をすることはできませんでしたが、写真を見ながら子供たちは意欲的に取り組むことができました。

今年度も学校だけではなく、地域や近隣の関係機関と連携して、子供たちの学びを充実させて参ります。

【６・７月のおもな学校行事予定】

６月　１日（水）	学園運動会予備日
６月　２日（木）	バードカービング（５年）
６月　３日（金）	図書館訪問（１～４年）
６月　７日（火）	水泳指導開始 東京都学力調査（５年）
６月　８日（水）	いじめの授業
６月　９日（木）	中学生読み聞かせ
６月１０日（金）	避難訓練
６月１３日（月）	親子読書旬間始
６月１４日（火）	体力等調査
６月１６日（木）	児童集会
６月１７日（金）	漢字検定
６月２０日（月）	バードカービング（５年）
６月２５日（土）	学校公開（檜小まつり）
６月２９日（水）	小中セーフティ教室
６月３０日（木）	地域巡り（３年）
７月　１日（金）	授業参観・保護者会（４～６年）
７月　６日（水）～８日（金）	臨海学園（５年）
７月　７日（木）	授業参観・保護者会（１～３年）
７月１４日（木）	落語教室（３～６年）
７月２０日（水）	安全指導　一斉下校　終業式

その他

檜原村在住の画家・島﨑良平さん受賞作を役場に展示しています

島﨑さんは、１９８６年・檜原村（本宿地区）生まれの浮世絵画家。自然や女性など伝統的な浮世絵のモチーフを扱いつつも、現代に根差した実感のある作品を制作し、人気を博しています。近年では銀座三越などで個展を開催。２０２０年には「第３２回全日中展・東京書画芸術大展」で外務大臣賞を受賞し、受賞作『春驟雨（はるしゅうう）に立つ女』を村にご寄贈くださいました。

コロナ対策へのご協力をお願いします！

「マスクの着用」「３密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後、延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日（曜日）	医療機関名	住　所	電　話	日（曜日）	医療機関名	住　所	電　話
６月 ５日（日）	**樋口クリニック**	あきる野市 秋川３－７－５	**042-559-8122**	１９日（日）	**あきる野総合クリニック**	あきる野市 草花１４３９－９	**042-518-2088**
１２日（日）	**いなメディカルクリニック**	あきる野市 伊奈４７７－１	**042-596-0881**	２６日（日）	**草花クリニック**	あきる野市 草花２７２４	**042-558-7127**
受付時間　午前９時～午前１１時４５分・午後１時～午後４時４５分							

＊午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター	TEL **042-521-2323** 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署	TEL **042-595-0119**
東京都保健医療情報センター	TEL **03-5272-0303**

世帯と人口（５月１日現在）

（　）内は前月比

世帯数	1,141 世帯（1世帯減）	人口	2,065 人（2人減）
男	1,029 人（2人減）	女	1,036 人（増減なし）

防災行政無線メッセージサービス　ＴＥＬ ０４２－５９８－１０３３

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～「春驟雨（はるしゅうう）に立つ女」

雨の中、梅の古木のそばに立つ儚げな女性。
木が倒れても毎年花を咲かせる、島﨑さんの自宅近くの梅の木をモチーフに描かれた作品です。
役場１階・村民課の窓口前に展示していますので、ご来庁の際にぜひご覧ください。

「広報ひのはら」は再生紙を利用しています。

広報 ひのはら
令和4年6月
発行●檜原村役場総務課
檜原村 467-1　TEL 042-598-1011　FAX 042-598-1009　IP 電話 050-3502-7230
ホームページ・アドレス https://www.vill.hinohara.tokyo.jp